

木更津港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 27 年 2 月

木更津港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成22年1月千葉県地方港湾審議会
- ・平成22年3月交通政策審議会第37回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年7月千葉県地方港湾審議会
- ・平成25年10月千葉県地方港湾審議会
- ・平成25年12月交通政策審議会第54回港湾分科会

の議を経た木更津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 外郭施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1 港内の静穏及び船舶航行の安全を図るために必要な既設防波堤の所管換えに伴い、吾妻地区において外郭施設計画を追加する。
- 2 埠頭の利用形態の変化に伴い、木更津南部地区において土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るために必要な既設防波堤の
所管換えに伴い、外郭施設を次のとおり計画する。

1-1 防波堤

吾妻地区 旧軍用防波堤 延長500m [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

埠頭の利用形態の変化に伴い、土地利用を次のとおり計画する。

単位:ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	公共 用地	合計
木更津 南部地区	(31) 31	(27) 27	(226) 226		(13) 40	(12) 12	(20) 20	(329) 443

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：今回の変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

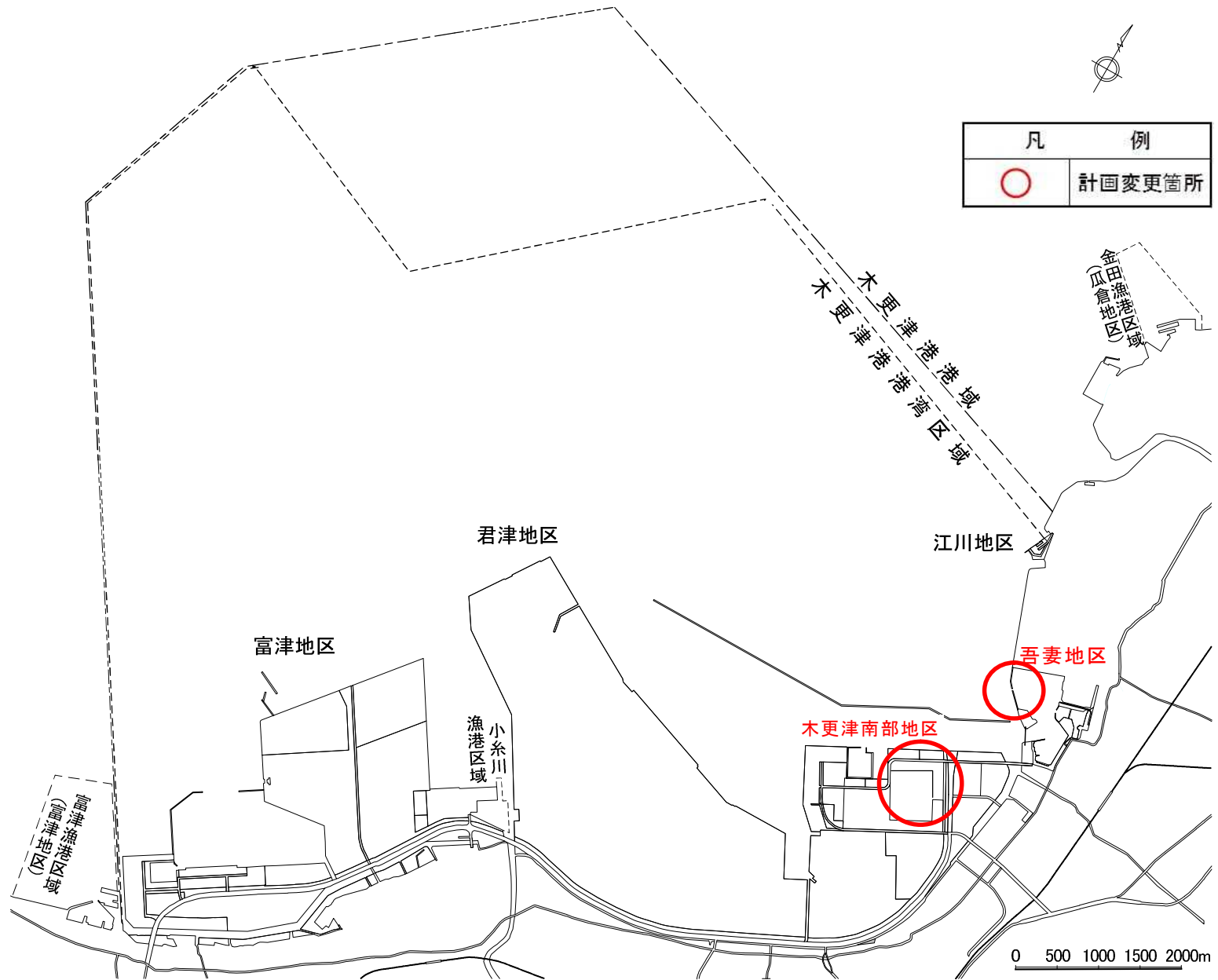
単位:ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	公共 用地	合計
木更津 南部地区	(31) 31	(33) 33	(220) 220		(13) 40	(12) 12	(20) 20	(329) 443

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：今回の変更に係る地区のみ記述した。

木更津港港湾計画位置図



木更津港港湾計画図（吾妻地区拡大図）

